

# 第3回大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会 議事録

日時：平成30年9月13日 10:00～11:40

場所：市役所 厚生棟2階A会議室

出席：細見委員長、柏木委員、亀井委員、国安委員、新矢委員、立川委員、正木委員

松井(ゆ)委員、松井(由)委員、見浪委員、矢上委員、和田委員

欠席：東村委員、間野委員

## 【次第】

(1) 開会

(2) 議事

①第4次大東市男女共同参画社会行動計画素案説明

②目標数値の項目案説明

③意見交換

(3) 事務連絡等

(4) 閉会

## 開会

人権政策監：おはようございます。ただ今より第3回大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会を開催させていただきます。皆様方には大変お忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。本日は、前回に引き続き、計画素案についてご議論いただきたいと思いますので何とぞよろしくお願いいたします。

事務局：本日は第1回第2回とやむをえず欠席されていた亀井委員にご出席いただいております。

亀井委員には昨年度本市で実施した市民意識調査及び児童等意識調査の作成にあたり、アドバイザーとしてご協力をいただきました。亀井委員よりひとことご挨拶をお願いいたします。

委員：ご紹介いただきました亀井と申します。よろしくお願いいたします。1～2回とも仕事との関係で欠席せざるを得なくなり申し訳ありませんでした。

皆さんに追いつけるようがんばっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：資料確認

## 【資料】

①会議次第

②第4次大東市男女共同参画社会行動計画素案

③数値目標の設定(案)

事務局：それでは、ここからの議事進行は本委員会規則第3条第1項の規定により、委員長にお願いしたいと思います。委員長よろしくお願いいたします。

委員長：第3回策定委員会を始めるにあたり、本委員会については「公開する」と決定しておりますので傍聴いただくことができますが、本日は傍聴希望者がいないということですので、早速議事に入らせていただきます。

それでは、議事1の計画素案の内容について事務局から資料説明をお願いいたします。

事務局：7月に開催しました第2回大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会において骨子案に対していただいたご意見を踏まえ、8月に課長級で構成する幹事会において計画素案について議論し、素案を作成しましたのでご説明させていただきます。

まずは、全体的な構成として骨子案からの変更した点です。

2ページをご覧ください。最初に、男女共同参画社会が目指すべき社会がどのようなものかイメージできるように内閣府が作成しているイメージ図を挿入しています。

4ページから8ページに「第3次計画」の取り組みと課題は、要点を絞ってコンパクトにさせていただきます。

11ページ。「3. 計画の策定体制」の部分を追加しています。昨年度に本市で初めて実施した児童等意識調査が、今回の計画策定における重要な基礎資料となっておりますので、そのことを伝えさせていただいております。

13ページ。今度の計画では、子どもたちへの取り組みを強化することを重点課題と捉えておりますので、重点施策の一つ目の人材育成の施策のところでも、子どもたちへの影響を加味した文章に一部修正しました。そういう意味では、男性のためのエンパワーメントも家庭内における子どもへの影響があると思いますので、追記したほうがいいかもしれません。そのあたりもご意見いただけたらと思います。

また、重点施策の段階化については、目標数値の設定の中で対応したいと考えております。骨子案では、グラフ関係は最後に資料編ということでまとめて掲載していましたが、「見づらい。わかりづらい。」というご意見がありました。今回の行動計画を裏付ける根拠資料として、グラフを見やすく理解しやすいように、18ページから始まる基本方向や施策の説明の部分にグラフを挿入するようにしました。

計画書には、一般の方には聞き慣れない言葉がいろいろと出てきますので、今は入っていませんが、今後用語解説も挿入する予定にしております。

次に、具体的な事業内容についてご提示させていただいております。現在の第3次行動計画から変更している点や追加した点を中心にご説明させていただきます。

21ページ。事業No. 3の次の空白No.の事業は、付番が抜けており申し訳ありませんが、今回新規で挙げております。女性の人材育成を人事担当だけではなく、組織的に取り組んでいこうということで追加しております。それ以外の事業では、対象を庁内だけでなく事業所や学校まで広げて取り組むように変更しました。

23ページ。事業No. 6では、ダイバーシティの推進について取り組むために新規に挙げております。事業No. 8では、前の計画ではなかった「大東ビジネス創造センターD-B i z」が創設されたので、そこで女性の企業・経営支援を行うことを明記しました。

また、ハラスメントについては庁内・学校・事業所すべてが全体的に防止していくよう対象を拡大して記載しています。

25ページ。事業No. 15では、庁内でのワーク・ライフ・バランスを推進していくことを新規で挙げております。

27ページ。事業No. 17は、現在取り組まれている男性の育児参加をさらに促進するために新規で挙げております。事業No. 20・21は、今回の計画では、女性活躍推進計画にあたるという観点から女性のチャレンジや女性の就労を支援する内容に変更しました。

31ページ。事業No. 28では、学校における子どもへのセクハラ防止について新規で挙げております。事業No. 31では、DVの防止のため、子どもたちにコミュニケーション能力を育てる教育に取り組むということで新規で挙げております。

32ページ。事業No. 37も新規で挙げております。こちらの内容は、DV被害者が加害者から

逃げて大東市に転入してくる際に、加害者に新しい住所を知られないよう住民票の交付制限を行うことを支援措置と言いますが、それを適切に行っていくということを挙げております。

34 ページ。事業 No. 43 では、現在大東市ではこども食堂やネウボラといった新しい子育て支援を始めておりますので、そのことを明記しました。また、同様の理由で事業 No. 47 も、現在大東市で生活困窮者に対する就労支援を行っているため、そのことを明記しました。

38 ページ。事業 No. 51 では、子どもへのキャリア教育の推進について、現在も取り組まれておりますが新規で明記しました。事業 No. 52・53 は、これまで就学前の子どもに対しての記載はなかったのですが、今回、男女平等教育は就学前から始める必要があるということで、新規で挙げております。また、事業 No. 54・55 では、保護者や地域に対しても啓発に努めるということを新規で挙げております。

40 ページ。事業 No. 63 では、対象を学校にも広げ、市役所も学校も男女共同参画の意識を高めていくよう変更しました。

今回の計画では、全部合わせて 65 の事業を挙げております。第 3 次計画では事業数が 58 でしたので、若干増えております。増えた要因としては、今回の計画では女性活躍推進法に基づく基本計画、推進計画ということでその施策が加わったことや、子どもへの取り組みを強化するために追加したこと、また、DV 対策については、前回の計画では各種取り組みを一つの事業としてまとめて附番したものを、今回ばらして一つひとつの取り組みに附番したことによるものです。

最後に、統計グラフ等は 45 ページからの資料にまとめておりますが、56 ページの表は追加で挿入しております。昨年度実施した市民意識調査の中で、生活で優先する「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の希望と現実を尋ねた内容の中で、どれだけの人が希望どおりの暮らし方をしているかを表しています。女性も男性も、希望どおり暮らしている方は 4 割を切っております。女性が 34.4 %、男性が 36.9% ということで、多くの方が希望どおりの暮らし方をしていない、希望と現実の不一致が見られる状況であることがうかがえます。

以上、計画素案の説明を終わらせていただきます。

委員長：今の案についてご意見はありますか。

事務局：次回、いただいたご意見を踏まえてもう一度計画素案の修正と数値目標を掲載させていただこうと思っておりますが、今回の計画素案では「調整中」という形でト書きの部分があります。数値目標は 43 ページに数値目標の設定ということで「何を何%から何%にする」という数値を表す目標設定を入れるようにしており、今回別紙で案を掲示しております。こちらはまだ検討中ですが、設定の項目について今回皆様のご意見をいただいて項目の追加や修正等をしたうえで、次回の会議で項目と目標数値についてご議論いただけたらと考えております。

委員長：それをパブリックコメントにということですね。

事務局：そうです。

委員長：今日ともう 1 回あるということで、訂正も可能だということですね。

事務局：はい。大丈夫です。

委員長：それでは、気になる点があればお願いします。

委員：男女共同参画計画の中に防災に関する記載がない。大東市は、今年自然災害をかなり受けました。例えば、避難所を設置されたら、その後、そこにいた方のアンケートを取るというようなことも含めてまとめていく必要があると思います。特に女性、赤ちゃん、子どもを連れた家族、また、動物を連れている方がペットと避難できないということが問題になってきています。そういったところは別枠で議論が必要だと思います。

事務局：27 ページ。事業 No. 22 と 23 で前回の計画と同じような形で記載しています。「もうちょっ

と強化したほうがいい」というご意見をいただいています。

委員：外国人に対する対応が抜けていますが、これも必要だと思います。

委員長：具体的な被害はどうでしたか。

事務局：台風の影響では、学校の体育館の屋根が飛ぶなど非常に大きい被害がありました。一人暮らしのご高齢の方や、被害は出てなくとも避難所に集まった方も今までにないぐらい多数いらっしゃいました。5年前に比べると防災会議、計画策定にあたって女性や高齢者の方などのご意見を頂戴する場を積極的に設けていますが、避難所生活を実際に経験された方へのアンケートというお話は内部でも出ていませんでした。そのあたりを進めていければと思います。ペットの同行避難については、家が損壊した方が避難所にペットを連れてくることに躊躇して車の中で過ごされるというケースを報道で見ました。外国人の方についても、後ほど皆様からご意見をいただければと思います。新矢先生は大阪産業大学で外国人女性の社会参加の推進にすごく力を入れておられます。そういった活動を拝見して「どうか僕らもがんばりますのでご参画下さい」とお願いしたもののまだまだ計画の中に盛り込めていないという反省もあります。今、亀井先生からいただいたご意見等、また新矢先生にもお力をいただきながら、外国人の女性の方、女性であるゆえの不利益と外国人であるゆえの不利益、複合的な負担が非常に大きいと感じていますので、何とか皆様からご意見をいただいて進めていければと思っていますところ。

委員：多文化共生推進は別の課にあるのですか。

事務局：生涯学習課で日本語教育を行っています。

委員：大阪市には市民局に多文化共生推進の部署があります。地方だと観光をやっている所がそういうことをやっていたりしますが、そういうのはよくない。インバウンドの外国人と住民としての外国人をいっしょくたに扱っているようなところがすごく多いのです。

それぞれに対応の仕方が全然違うと思います。外国人住民にとってのいろいろな問題を、まずは扱うセクションがあるといいと思います。もちろんそちらにも男女共同参画という視点や弱者という視点は入れていただきたいと思います。

事務局：まず「言葉の壁」を何とかしていきたいと思います。一方で、命の危険、危機管理の面でも外国の方にとしたらいいのかが課題です。

委員：防災のマニュアルなどですね。

委員：箕面市の小野原は大阪大学と千里国際学園があって外国人の方がとても多い地域です。6月地震の時に小学校の体育館に避難された方の7割が外国人の方でした。今、子育て世代の保護者はLINEでつながっているので情報がいきますが、外国人の方にはなかなか情報がいきづらい。国際交流協会からボランティアで来ていただいて通訳していただくことができたのですが、最初の段階では箕面市で想定できていなくてタイムラグがあり、防災の計画等を策定される時に、言葉の問題でどうにもならないところの手助けのボランティアというのが計画の中に盛り込まれているともっとスムーズだったのではと思いました。

委員長：それについてはどうですか。

事務局：防災計画では、最近が高齢者の方や女性の方への配慮など避難弱者への対応は少しずつ改善が進んでいるところです。ただ、外国人の方には、避難所の中でのアナウンスは日本語なので、なかなか理解は難しいという認識です。

委員：地震も台風も大雨も、「これ以降の情報については市のホームページを参考にして下さい」というアナウンスがあるんですね。すべての人がパソコンや携帯でホームページが見られることが大前提になってしまっているというのは、住民の外国人にもインバウンドの外国人にもかなりハードルが高いと思います。多言語で紹介されているところはすごく少ない。ほとんど英語ですよ。そうすると、入れたとしてもその情報を得られないということになってくるのでそ

の辺のところも考えていく必要があるのではないかと思います。

委員長：27 ページ。主体は危機管理室だが、No. 22 の施策のようにきめ細かな対応を具体的に危機管理室と一緒にやっていただきたい。「避難所の様子など避難者へのアンケートは危機管理室で」というお話は出ているのですか。

事務局：そこまでの取り組みはまだできていません。危機管理室と協力させていただきます。

委員長：一緒に見ていただくということでお願いします。

委員：27 ページ。No. 17「男性の育児参加を促進します」という表現で、No. 19 の「参加・参画」とは表現が違って、「男性の育児参加」は表現として弱いと思います。「参加する」と「参画する」とでは立ち位置が違うので、できれば「参画」という表現に統一されたほうが立場として責任をもって主体的にという表現が強くなると思います。

56 ページに新しく入れていただいた表では、希望と現実が一致している人の人数や 34.4%と 36.9%という数字を表の中でみつけられませんでした。この結論の部分は、特に目立つようにしてわかりやすくして下さい。

委員長：「網掛け部分」は「網掛け」でよいと思います。網掛けの部分は一致している人数。95 人というのはこれを合計したもので、全体が 276 人ということですね。わかりやすくお願いします。また、「参加・参画」は「参画」で統一したほうがいいですね。

委員：5 ページ。人権の尊重の課題ですが、児童等意識調査の結果は、児童なので「男性・女性」よりも「男児・女児」のほうがよいのではないのでしょうか。また、「子どもの頃から自尊感情を育み」とありますが、ここは「人権意識」かなと思います。「自尊感情」という自分を大事にする感覚も大事ですけれども、それよりも自分を大事にして相手も大事にするという「人権」という言葉で「人権感覚」や「人権意識」のほうがよいと思います。もし「自尊感情」を入れるなら「自尊感情プラスエンパワーメント」がよいのではないかと思います。ご検討をお願いします。また、「デートDVに陥らないような男女の関係のあり方」とよく似たところで、暴力を受けるほうが悪いような印象を受ける文章がちょっと気になりました。「自己肯定感が低いほうが暴力を受ける」という印象を持ってしまったのですが、基本的には暴力をふるうほうが悪いので、ひっかかりました。

34 ページ5 行目の「LGBTをはじめとする性的少数者は、周囲の言動から傷つくことが多く理解されにくい」は、「傷つく」ではなく「傷つけられる」にしてはどうでしょうか。傷つくほうが悪いのではなく傷つけられる立場なので。いじめられるほうが悪いのではなくていじめをするほうが悪い。

7 ページの「すべての人が暮らしやすい環境づくり」。女性相談をやっており、障がい児ケア、サポートでいろいろな所に行って、すごく充実していると思うので、この取り組みのところでも「障がい児への相談」なども入れてもいいと思います。「いくカフェ」などを開催すると書いてありますが、そういう意味では障がい児の「ぽぽろ」などを入れてもいいと思います。

33 ページの「生涯を通じた男女の健康支援」10 行目の「思春期、妊娠・出産期、更年期」は、妊娠・出産をしない女性もいるので、「思春期、性成熟期、更年期」という表現にしてはどうでしょうか。また、「高齢期」という表現も抵抗を示される方も結構いらっしゃるのでは、私たちは「熟年期」と言っています。あと、「ライフステージごとの健康課題」よりも「一生を通しての健康課題」と書かれたほうが分断されている感じがしないのではないのでしょうか。

委員長：ご指摘はごもっともです。

事務局：文言に関してきめ細やかなご指摘をいただきました。我々も「DV被害者を何としても減らしたい」という思いで、被害に遭われた方が自尊感情を傷つけられて最悪自死に至る場合も

あり、そういった観点からの盛り込み方だったので「自尊感情」を入れたのですが、委員がおっしゃったように、LGBTの当事者の方にしても、当事者の方が読まれた感覚と我々の提案の感覚とはまた違ったところがありますので、今のご指摘を含めてそういった角度で再検証します。

委員：31 ページ。一番下の相談体制は、外国人女性のDV被害が多いので、関連する相談機関との連携強化のところに外国人相談窓口に関連する部署を入れていただきたい。

事務局：潜在的にはたくさんのご心配事があると思うのですが、現状では大東市人権室にそういったご相談はありません。現在大阪府にたくさんの言語で対応いただける窓口があり、それをどのようにお伝えできるかです。緊急の場合には連絡先をリーフレット等でお示しする体制は考えているのですが、市役所で何かというところまではやっていないので、進めていきたいと思っています。

委員：国際交流センターに相談窓口があるので、駆け込む先がわかればそこからつないでもらうことはできます。

委員長：大阪府は多くの言語に対応しているのですか。

事務局：そうですね。

委員長：一応連携はできているということですね。

委員：情報提供ができます。

事務局：大阪府では、男性の悩み相談などそういう特設窓口もあり、種別ごとにきめ細やかに対応しています。

委員：大阪府の国際交流センターは立派な建物で、ゴージャスな感じで相談に行きにくいという声を聞きます。相談窓口は奥の方にあり場所もわかりにくい。気楽な感じで行ける雰囲気ではない。

委員：相談室の立地はすごく難しい。配慮された結果わかりにくくなった場合もありますよね。

委員：豊中市は一般の窓口があって行きやすい。相談となると別の部屋になる。そういうのがいいんじゃないかと思います。行きやすい窓口を一か所どこかに作る。市役所の中でいいと思います。外国人は、何かあった時にそこに行く。例えば「日本語を勉強したい」とかいろいろな種類の相談があると思います。災害の場合を含めてどこに行けばいいかわからない。「避難所」という言葉もわからない人が多い。

委員：27 ページの「男性のためのエンパワーメント支援」で、父親のひとり親家庭の実態把握やそういう家庭に対する支援策であるとか、経済的には母親のひとり親家庭ってかなり逼迫していると思いますが、生活面における父親の育児は困難でなかなかできない。子どもにお金だけ渡して、置いて放任になってしまっているところもあります。

もう一つ私が非常に懸念するのは、思春期の女の子とお父さんとの2人、あるいは兄弟がいても性の対象になっているということがかなりあります。これに対して「そういうことをしてはいけませんよ」と口で言えないわけです。そうすると、子どもがそういう被害に遭っても、子ども支援というところでその相談ができるかという、把握はなかなか難しいけれどもとても大事だと思います。性被害の中でも実の親からの性暴力というのは水面下に入ってしまったいて、実態が把握できないというようなところがあると思います。アメリカやイギリスでは、子どもが3歳ぐらいになったら父親とは入浴をしない。それはなぜかという児童虐待防止法に守られているんです。日本の児童虐待防止法はザル法と言われるようにかなりぬけているところがあって、そういうところも非常に重要な部分だと思います。行政単位で何かサポートできることというのはこのあたりかと。「あなたをエンパワーメントしている」と言いつついかに子どもを守っていくかということで、子ども食堂などにそういう子どもたちが行けるのかどう

かですね。

男性の意識の中にまだまだ男性性を優先することがあって、なかなかそういうところに子どもを行かせないということがあります。大人になって、やっと父親からの性暴力がカミングアウトできるような状況で、その時期を乗り越えて来た苦悩というものはなかなか回復できないので、そのあたりを考えていく必要があると思います。学校でも、性暴力に関してはなかなか把握できないところもあり、かなり多いという実態は、相談のところにいるからわかるのであって、それは数値としてなかなか挙がってこない。子ども全体のために男性のひとり親家庭のサポート、エンパワーメントをしていくということも視野に入れておく必要があると思います。

委員：この施策の中に入れるなら、No. 18 に「男性のひとり親家庭」とか「シングルファーザー」という文言を追加するのがよいと思います。

国際的に日本は特殊だと言われています。アメリカ人は“となりのトトロ”を見て、「父親と娘と一緒に風呂に入っているシーンはあり得ない」と言う。日本人の父親は、「お互いに言い合える関係を作っていれば自然と時がくれば離れる」と思っているけれどもそうじゃないところもあります。シングルファーザーには思春期の娘とのかかわり方で困っている人もいて、特に身体のこととなると、子育て仲間の女性に助けてもらうしか手段がないという状態の人もいます。ひとり親家庭の男性は、「参加」も「参画」もなく、あたりまえにするという中で課題を抱えている方がたくさんいらっしゃるかと。

委員長：男性のためのエンパワーメント支援のところに「男性のひとり親家庭への支援」というようなことを入れておいたほうが、他のところに入れるよりは積極的な部分があるということですね。

委員：「時がくれば」というのは、子どもの意識が芽生えたら、子どもから離れることしかないんです。親のほうから離れることはほぼありません。「時がくれば性のことなんて誰だってわかるさ」で、きた結果、性暴力が非常に多くなっているというところもあるので、性というのは意識化していく。2～3歳の頃から「赤ちゃんはどこからくるの？」という言葉が出てきた段階から性教育は必要だと思います。学校教育の中で性教育は低迷していますが、そういった取り組みが必要だと思います。

委員長：そういうことで新機軸を打ち出して下さい。20 番の「この表題はこういうことを含んでいる」ということで、人権意識を共有していただきたい。

委員：31 ページの No. 26 では「有害図書類を取り扱う店舗の調査などの環境浄化のための取り組みを推進します。」となっていますが、コンビニではそういう雑誌はそのまま小さい子どもも目に入るところに置かれています。こういうことはいろいろな施策をして環境を整えても、性を商品化されているものが、普通に子どもの目に入るとするのはすごくおかしいと思います。市の対策として「私たちの市では置かないようにして下さい」とお店に働きかけるなど積極的な働きかけをしていったほうがよいと思います。

事務局：私は以前生涯学習課にいました。青少年の健全育成の観点で、当時は店舗に調査に行っても開くことができないようにカバーをしているか、店員が見える場所に置いていてそこに子どもがいるとすぐに注意できるかというようなところを確認していました。

委員長：具体的に何をやっているかということですね。読めなくても見えるところに置いてあると「何を期待してそこに置いているのか」ということになる。現在は具体的に何をやっているか確認して下さい。

事務局：担当課に確認します。

委員：6 ページの「男女共同参画実現のための人づくり」の課題の 6 行目に「女性自身の参画意識を高めるなど意識改革も必要になっています。」とあります。この課題を受けて 21 ページの「女

性の登用を推進する環境整備」になってくるかと思えます。事業内容を見ていても、先ほどの課題の中でも「女性自身の参画意識を高めるなど意識改革も必要になっています」と書いてあるのにここには挙げられていないのは気になります。課題の下のほうに「昇任試験で女性の受験者割合が低い」と書かれているので、意識変革をすればここも増えてくると思えます。ですから、21 ページの No. 1 の「審議会等への女性参画の意義について」の後ろに、例えば「女性の意識改革および庁内の共通認識を深め」と加筆してはどうでしょうか。

事務局：21 ページの No. 2 の人材の育成のところ「女性職員に対して機会を与え、チャレンジしやすい、それが意識改革につながれば」ということだったんですけども、「女性自身が」という観点で結び付ける施策ということですね。

委員：ただ、「意識改革」という言葉をどこかに入れておいたほうがよいかと思えます。

事務局：25 ページのワーク・ライフ・バランスも含めて市役所がまず率先して取り組み推進を心がけたいと思えます。

委員長：27 ページの No. 21 ですね。21 ページは政策・方針決定の場で活躍できる人材の活用。例えば一般に人材育成講座をやったり庁内や学校などではなくて、いろいろ人材育成をやるという女性の意識変革のための取り組みということをおっしゃっているんですね。いろいろな場所で。庁内・学校・事業所。どこにもあるようでないような。

事務局：21 ページの No. 2 の付番が抜けているところにも、人事課等と連携し、環境を整えても意識改革になっていないと効果につながりづらいので、合わせた形でここにも盛り込ませていただくのがいいかもしれません。

委員長：例えば審議会の女性委員の割合を上げていくには、市民公募の中で女性が育っていくというような土壌がないとなかなか数値は出てこないですね。21 ページの No. 2 「政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成」で、地域の人材育成も本気で取り組まないと数値が上がってこないということになります。そういうのがここに入ったらいいと思えます。

27 ページの No. 21 は生涯学習の部分での女性の支援。私の心配は21 ページの人材育成が本気でやれるかどうかです。これは女性活躍推進でも重要視されるところです。人事課で認識を強めてもらう。市民公募、公募支援の導入、充て職に対しては極力そうでなく、やってもらうなど具体的なことをやってもらわなければいけない。

事務局：現在、審議会については企画経営課というところが所管していますが、審議会のメンバーはそれぞれの所管課が人選していることから、事業 No. 1 は関係各課ということで「これに関係するすべての課が充て職の見直しや女性推薦を積極的にやっっていこう」というように位置づけています。

委員長：「それを下支えするような施策なり具体的なものを挙げて下さい」ということを今おっしゃっていた。新しく付け加えられたものはそういうことでいいでしょうか。

委員：31 ページ。事業 No. 27 のインターネットやSNSを通じたトラブルはものすごく低年齢化していて小学校高学年あたりから出てきていますので、これは学校教育の中で絶対に必要です。社会意識の浸透というところから出てきているので、例えば性暴力の防止という観点からするとこれは学校教育の中で取り組む必要があります。

委員長：教育政策室、あるいは？

委員：生涯学習課と教育政策室での取り組みとしてもいいと思えます。

“青少年”というのはいさぐく曖昧です。防止条例で言えば18歳までだから入るとは思いますが、「ナンパ塾」は10年間放置されている状態でやっとメスが入るといふ形になりましたが、その中では女の子の犯し方とかがレクチャーされているわけですから大変な事態だと思います。そういうのもSNSを上手に使うということになっているので、これは知っておく



必要があると思います。

委員長：「ナンパ塾」は10年ほど前からあったのですか。

委員：10年ほど前からあったらしいです。それははっきりしています。もちろん受講する男性がいるからそれだけ継続してきたんだと思います。その中の内容たるやちょっとひどい状況なので、一つ挙がってくると同じような類のものが他にもあると思います。だから、子どもの頃から子どもの耳に栓をしないでそういう情報をしっかり伝えていく教育が必要だと思います。

委員：小中学校は、四條畷警察の方に来ていただいてそういう教育をしています。SNSの問題や性被害に遭わないための行動のしかたなどはどこの学校でも必ずやっています。そういう意味では教育政策室を入れても全然おかしくない。実際にやっています。

委員長：No. 28になるでしょうか。

委員：項目を入れるかあるいは担当課を入れるかで考えたらよいと思います。

委員長：No. 27 のところに生涯学習課と教育政策室を入れる。それで審議会の意を汲んでいただくというようにしましょうか。そのような情報もNo. 27、No. 28 連携しながら学んでいくということにしたほうがよいと思います。No. 27 に教育政策室を入れるということで。

委員：「人権尊重と安心して暮らせる地域社会づくり」の冒頭に「性犯罪などの被害者」と書いてあるのですが、ここに「リベンジポルノ」を追加してはどうですか。

委員：25 ページ。No. 12 の「イクボス宣言」は、大東市は市役所がお手本になる形で「イクボス宣言」をしていただけるということですが、具体的にどんな形でどんなふうにといいのと、「イクボス宣言」をされている企業や自治体が増えていて、実っている自治体と宣言だけで終わっていて「言っただけ」というところがあります。ぜひ実のあるものにして下さい。

委員長：これはやると決まっているのですか。

事務局：理想としては、本人が育児をしている上司が宣言するのは説得力もあって手本となるところですが、今の時点では実際この計画を作成中で、たどりつけていないところで申し訳ないです。せめて庁内の部長には「ちょっとやっぺいこうや」というようなレベルには最低限はいきたいのですが。ただ、おっしゃるように宣言だけで効果がなかったら逆にいうのもあるので、反面危機感があります。

委員：東京のファザーリング・ジャパンの団体でも相談に乗っています。

事務局：「イクボス宣言」については幹事会で私が提言をしました。大阪でも宣言をやっているところが結構あります。岸和田のように行政が企業と連携してやっているところもあるので、それをどういうふうにして市長にもっていかうかと。やる時は、市長と職場の課長ぐらいまではやりたい。「事業所等への働きかけの推進」ということなので、大東市役所は働きやすい職場だということ、課長ぐらいまではしてもらおう。それを企業に広げていくという思いはあるので、その方向で進めたいと思っています。

委員長：児童等意識調査をやったことを入れてもらってずっと読んでいくと「なるほどな」ということでおもしろい内容になると思いました。

事務局：10月12日に関係各課の課長が集まって会議を行います。本日もたくさんいただいたご意見をそこで挙げさせていただきます。12日までに65の事業施策の中で「ここをこうしたら」というようなご意見があればお願いします。

委員長：次は議事の2「数値目標の設定（案）」について事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、数値目標の設定案をご説明させていただきます。

現在、事務局において数値目標の設定について検討しています。基本的には重点施策で掲げた内容について達成度合いを測るものを重点に考えています。

まず、「男は仕事」「女は家庭」という市民の割合、という表現がわかりづらいというご意見が

あったかと思えます。目指すは否定的に思う市民を増やすことにあるので、そのように表現し他の項目と同様、目標値を上げる指標に変更しています。

3番の「ジェンダー」の認知度については、言葉の認知と性別役割分担意識との結びつきが連動していない結果が出ていたことから、認知度を指標とした目標設定は外しました。

4番の「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施については、計画見直しのタイミングで現状把握のため調査はこれまでどおり行いますが、目標とする設定からは外しました。

5番・6番の職員・教職員の意識調査については、職員や教員に対する研修や事業展開の中でこれまで以上に意識啓発や意識の向上を図っていきますが、その結果は管理職の比率など別の形で現れると思うので調査の実施という目標は外しました。

10番の人材リストの人数については計画素案にも記載しているとおり、人材養成講座受講生をリスト化し活用するという今の方向性では、審議会で求められる特定の分野や資質とマッチさせることが困難であり、リストが有効な実効性のあるものになっていないため外しました。新規項目として、「男は仕事」「女は家庭」を否定的に思う児童等の割合を挙げています。同じく新規項目として、最後の5つを挙げています。一つは、男性のエンパワーメント支援を重点施策として取り組むため、その働きかけを目標設定に掲げます。また、女性活躍の推進に必要なワーク・ライフ・バランスや職場での平等を目標設定にしています。また、大阪府において、「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女共同参画に向けた取り組みを進めている事業者を登録する制度の事業者数を増やしていきたいと考えています。DV対策に対する目標としては児童等意識調査で課題となった「デートDV」の認知度を上げることが目標設定にしています。

各項目の目標値については、次回の会議で提示したいと考えております。また段階的に目標を掲げていくため5年後の目標と10年後の目標の2段階で検討したいと考えております。

委員長：今のご説明にご意見はないでしょうか。

委員：前までの話で2番『男は仕事』、『女は家庭』と思う市民の割合に「否定的な人」と付け加えるのは、数値目標に対して高いのか低いのかどちらがいいのかがぱっと見てわからないということだと思うのですが、12番の「女性のいない審議会等の割合」というところも文言を入れ替えたほうがいいんじゃないかと思えます。素案を読ませてもらって四條畷市でもいろいろな取り組みをしていて、その取り組みをやっていることを知らなかったという人がたくさんいるので、「結局どこに相談すればいいのか」ということが問題意識としてあります。31ページのNo. 35に相談窓口の周知があるのですが、実際にどこに相談すればいいかがきちんとわかっている人の割合がどれくらいいるのかとか、災害の時に外国人の方とか、インターネットだけだと環境が整っていないおじいちゃんおばあちゃんとかも含めていわゆる情報弱者と言われる方たちにどう届いているのかということもあると思います。「こういう取り組みをしています」ということがどれだけ市民に届いているのかということが気になります。

委員長：「市の相談窓口等を知っている人の割合」、そういう調査ですね。

委員：そうですね。「DVだったらここに相談すればいい」とか、「ひとり親の男性の家庭などが困った時に市役所のどこに行けばいいのか」ということが適切にわかる課とかそういう情報提供ができていますか。

委員長：そういう相談体制があるかということは市でまとめないといけません。「センターを知っている」ということだけでは。

委員：さまざまな相談事業は細かく言えば行政書士さんの相談や市の支援等を。広報誌では皆様に周知しますが、それをご覧いただく機会もなかなかない。

委員長：できれば一覧にして、「相談体制を知っている人」ということでアンケートにすればいいか

もしれません。

委員：相談窓口はたくさんあると思いますが、自分はどこに相談すればよいか、迷う方がすごく多いと思います。ここで何でも受けて、そこから相談につないでくれるようなワンストップのところがあろうが、周知は拾い上げやすいと思います。自分が相談したい時にたくさんあるところから自分が選ぶのではなくて「何でも聞いて下さいね」というような窓口があるとハードルは低いと思います。

委員長：相談体制の整備で、ワンストップみたいなことは考えているんですね。

事務局：今は、秘書広報課がその役割を担っています。ここの前身は広報広聴課ですが、そういうことをご存知な方だと、まず秘書広報課で相談にかけて、弁護士の方の無料法律相談を受けられたり人権室にDV相談があるのでおつなぎいただいたりできるのですが、改めて考えると、現状は秘書広報課ですので、ここに照会するというのはなかなか難しいと思います。

委員：「大東市民サポートセンター」みたいなフリーダイヤルがあって一旦そこにかけて、「そういうご相談ならこういうところがありますよ」と教えてもらえるというのがあればたどり着ける人がいると思います。

委員長：わかりやすい相談体制ということで、No. 14 の相談体制の整備で人権室と一緒に考えてもらって。あとは市の相談もいっぱいありますよね。

委員：「女性の悩みなんでも相談」は、女性のなんでも相談ということで今はDVも多いのですが、法律問題やご近所との関係を相談される方もいらっしゃいます。アクロスは予約をとらないと入れないしその予約も何ヶ月待ちという方が多いので、ほしい情報がすぐにももらえないということもおっしゃっています。

委員長：女性のなんでも相談にきたら、「それはあそこですよ」というような感じでやれる。

事務局：内容によってですね。

委員長：ワンストップで考えてもらうということですね。数値目標の設定で、そういう相談体制を知っている人の割合を指標に入れるかどうかということですね。ジェンダーについてはこれでいいでしょうか。市民意識調査は数値目標として上げないということですよ。3から6と10もやめる。12の女性のいない審議会の割合は数で。女性のいない審議会がまだあるということでゼロに近づけていく。数のほうがわかりやすいと思います。

委員：目標は高いほうがよいのか低いほうがよいのか統一したほうがよいということです。「女性のいる審議会等の割合」というように線引きしたほうがよいと思います。

委員長：11番の「女性のいない審議会の割合」は、割合というより数で言い切ったほうが。

事務局：委員の意見を採用すれば、「女性のいる審議会の割合」となります。

委員長：全体として増やしていくということですね。現状値から上のほうにという形で。

他にございませんでしょうか。

それでは皆様からのご意見を元に素案を修正していただき、次回の会議で修正した計画素案を再度検討して、パブリックコメントに上げるものを審議します。

それでは本日の審議は終了しましたので、事務局にお返しします。

事務局：ありがとうございました。事務局から次回の会議日程について調整をさせていただきます。

第4回策定委員会は10月24日（水）午前もしくは午後。または10月25日（木）午前。その3つで調整させていただきます。

委員長：24日（水）の午前ということで。

事務局：それでは10月24日（水）午前ということで決定させていただきます。

以上をもちまして大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

以上